４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
　役職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
　なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第83条第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
５．徴収不能引当金の計上基準
　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、それぞれ回収不能見込額を計上しております。
６．有価証券の評価基準及び評価方法
　満期保有目的債券
　　償却原価法（定額法）
７．収益及び費用の計上基準
　国立大学法人会計基準第77における収益につき重要性が乏しいため､注記を省略しております。
８．たな卸資産の評価基準及び評価方法
　評価基準　低価法
　評価方法　最終仕入原価法
９．リース取引の会計処理
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

**Ⅱ．キャッシュ・フロー計算書注記**

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 1,558,253千円 |
| 定期預金 | △943,521千円 |
| 資金期末残高 | 614,732千円 |

２．重要な非資金取引
　ファイナンス・リース取引による資産の取得　なし

**Ⅲ．減損会計関係**

減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）

１．減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：千円）

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 国際交流会館（夫婦家族棟） | 建物 | 兵庫県加東市下久米 | 24,886 |

２．認められた減損の兆候の概要
　法人が定める「減損の兆候の判定基準」に基づき、入居率が50％以下となったことによります。
３．減損会計基準「第４　減損の認識」２に掲げる要件を満たしている根拠
　現在も入居者が存在し、令和８年度以降も使用が見込まれており、かつ廃止の予定もないことから、減損の認識はしておりません。

**Ⅳ．重要な債務負担行為**

該当事項はありません。

**Ⅴ．金融商品の時価等の注記**

１．金融商品の状況に関する事項
　当法人は、資金運用については、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。
　資金運用にあたっては、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、地方債及び社債を保有しており、株式等は保有しておりません。
２．金融商品の時価等に関する事項
　期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
　なお、現金、預金及び未払金は短期間で決済されるため､時価が帳簿価額に近似することから､注記を省略しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額（※１） | 時価（※１） | 差額（※１） |
|---|---|---|---|
| ⑴　投資有価証券 | | | |
| ①　満期保有目的の債券 | 110,000 | 107,282 | △2,718 |
| ⑵　リース債務 | (249,373) | (249,884) | (511) |

（※１）　負債に計上されているものについては､（　）で示しております。

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
　金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。
　レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
　レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
　レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
　時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。
　⑴　有価証券
　　公債及び社債については、金融機関から提示された評価金額によっており、レベル２の時価に分類しております。
　⑵　リース債務
　　これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

**Ⅵ．資産除去債務関係**

１．資産除去債務の内容
　建物の賃貸借契約に伴う原状回復義務
２．資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込み期間を残存耐用年数に基づいて見積もり、割引率は期間に応じた国債利回りを使用しております。
３．資産除去債務の総額の期中における増減内容
　期首残高：100,947千円
　時の経過による調整額：21千円
　資産除去債務の履行等による減少額：100,968千円
　期末残高：0円